八尾市時報

発行所　八尾市役所
編集兼発行人　平尾　達夫
印刷所　秀文社
毎月2回（5日20日）発行
発行部数　26,700
定価　1部5円

## 人権擁護相談

とき　二月十八日（二時―四時）
ところ　八尾市役所
人権を犯されてお困りになつておられる方はご相談においで下さい。
相談内容の秘密は固く守ります。

# 第一次事務改善

# 具体案ほとんど成る

## 出張所窓口を合理化

## 市民台帳の集中管理

市役所の事務改善につきましては、前号に掲載の市長の年頭あいさつにもありましたように、山積する懸案諸事業の実現のためには、役所組織の総力を結集し、あくまで市民奉仕の精神に徹して、最小の経費で最大の効果をあげることが行政運営の大原則であります。このために役所事務を合理化し、能率的な運営の実を挙げるため抜本的な事務改善を慎重に検討し、「どんな用務も一つの窓口で果される」ようにするという基本的な改善方針を多少抽象的ではありましたがお知らせしました。

その後改善委員会の審議が急速に進み、相当具体的な成案を得ましたので中間報告し、ご理解と今後のご協力をいただきたいと思います。

## 資料センターと市民課（仮称）の設置

皆さんの権利義務に関する台帳を一カ所で集中管理するため市民に関する資料センターを設け、この「資料センター」を中核としてこれに関連する事務をとりまとめることにより、窓口業務の抜本的改善を図り得るので市民課（現在の戸籍課が母体となる）を設置することにします。

「資料センター」は、全世帯について行政区分（大字分類及び大きな住宅団地の六十三区分）の氏名五十音順に口座を設け、各口座に、その全世帯員の台帳を保管することになります。このため各種台帳の様式はすべてカード化し、口座管理には民間の株式事務の集中化などで広く利用されているビジブル・レコーダーを用いることにし、ビジブル・レコーダーに保管するカード（台帳）は、世帯員一覧票、住民票、印鑑票、主食カード、衛生カード（予防接種台帳）清掃カード、飼犬カード、国民健康保険被保険者カードです。

また、市民税カード、固定資産税カード、軽自動車税カードなど、税の収納または滞納管理関係は別のキヤビネツトにより処理することとし、執務上の輻輳と混乱を避けることとしますが、ビジブル・レコーダーに保管する世帯員一覧票の各世帯員について納税義務者の符号（番号）を付して、市民課と税務課との相互間の事務の有機的な関係を保つことにします。

なお戸籍簿は、フアイリング・キヤビネツトで行政区分毎に配列し、さきのビジブル・レコーダーと組合せることになります。

このように市民課は、資料センターの完全なる管理と、この資料に基ずいて執行される事務を取扱うこととし、来庁された市民の方の便宜のために、戸籍、住民登録、主食配給、外国人登録、印鑑埋火葬許可、市営火葬場使用許可人口動態調査、民刑事処分の通知整理、じんあい、し尿処理申込受付、飼犬の登録受付、母子手帳の交付などの窓口事務を集中管理することになります。

そして、国民健康保険被保険者資格の得喪失、出産、死亡時の給付、国民健康保険に関するいろいろな受付と証明事務を行う国民健康保険課の窓口と、税証明、土地家屋台帳、軽自動車の鑑札交付、税の減免申請、異議の申立受付の事務を行う税務窓口を併設し執務の位置を結びつけることによつて一カ所で、すべての用務を果せるようになるわけです。

## 消防出初式

新春をかざる消防出初式は一月十日午前十時から、消防署前グラウンドに消防ポンプ車十台、消防署員六〇人団員二五〇人が参加して盛大にくりひろげられました。

多数の来賓と市民の見守る中を市長は消防署員、団員を視閲、ついでポンプ車から一斉放水があり、晴天に五色の虹を画いたあと分列行進、機械部隊の市内行進があつて出初式の幕を閉じました。

なお、当日消防活動に功労のあつたつぎの消防団員の方々が表彰されました。△市長表彰＝天道善哉氏ら二十五人△府消防協会中河内地区支部長表彰＝西田信之氏ら二十四人△市消防団長表彰＝阪口友徳氏ら二十六人、市消防団第八分団上之島地区の小西敏夫氏ら十三人。

出初式での市民視閲と一斉放水

## 出張所事務の改善

## 便利になる窓口

現在の出張所では、納税、戸籍、住民登録、印鑑、市民簿の調整、配給、手数料及び市税の納入各種調査報告などの事務を取扱つていますが、これらが殆んど独立して処理されているために、その区域の市民の方の異動、権利義務の変化を、本庁の各課（廨）で適時、適切に把握することが困難であり、また基本台帳である住民票戸籍簿などが遠隔地に分散管理しているために、皆さんの権利、義務の内部照合が全く不可能に近く、このために皆さんの基本的事項に関する事務上の誤りが一段と多くなつています。また出張所で取扱う事務には、一定の限界があり、皆さんがその目的により、出張所と本庁の二つの窓口を往復しなければならない場合が多くみられました。この傾向は、近く予定される国民健康保険全市域実施を見た場合、更に顕著なものになると思われます。

このような基本的な欠陥、不便を是正し、なおかつ、現在、皆さんが最もよく利用されている戸籍または住民票の閲覧や、謄抄本の交付、或いは印鑑証明などは引続き取扱い、その処理にあたつては、従来よりも更に迅速、正確にできることを出張所事務改善の基本方針としてきました。

住民登録事務については、住民票（原本）を本庁の市民課でビジブル・レコーダーによつて他の台帳と統一した方式の下に管理し、出張所には同一の写本（機械で複写したもの）を本庁と同じ配列順に、キヤビネツトで保管し備付けることにします。閲覧を希望される方には、その写本を閲覧に供し、抄本を要求された方には出張所に備付けた所定の用紙に写本から必要な部分を転記して交付し、謄本交付にはその写本に証明印をおして交付します。謄本を交付した場合は市民課で直ちに原本より写本を作成して補充することにします。

また移動に関する届出のあつた場合は、届出書に出張所保管の写本を添付して市民課に送付し、市民課は、原本を手入れして（同時に同一口座内の他の台帳も統一的に手入れができる）新しい写本を作成し、出張所へ返送することになるわけです。

従つて、出張所には常に本庁市民資料センターの原本と、同一索引配列の下に、同一の写本を備え、原本の手入れはすべて市民課で統一ある管理の下に行うことにします。これによつて事務上の誤りをなくし、市民の皆さんは、出張所でも、また本庁でも謄抄本の交付を受けることができるようになります。

戸籍事務についても、これと同じ取扱いに準じて処理することになります。

印鑑事務については、現在のままとし、逐次登録台帳を更に一部追加して、本庁の資料センターにも備えて、出張所、市民課のいずれの窓口においても印鑑証明を交付できるようにします。

現在の出張所では市外の転出入の場合は、出張所と本庁の二つの窓口を経なければ、その手続が完全に済まされないわけであります。即ち、転入の場合についてみますと、出張所で転入届を済ませ本庁で衛生関係（じんあい、し尿処理の申込）国保関係（被保険者証の交付）教育関係（転校手続）または、水道申込契約などの手続を経なければなりません。転出の場合には納税管理人の設定、国保被保険者証の返還、国保税の還付、転校手続などは本庁で手続を要するものであり、このような場合は本庁内の窓口ですべてが完結できるよう事務処理の統制を行う必要がありますので、転出入の場合は原則として市民課の窓口で取扱うことにしますが、教育関係の転校手続事務については、市民課窓口を経て教育委員会事務局において処理することにします。

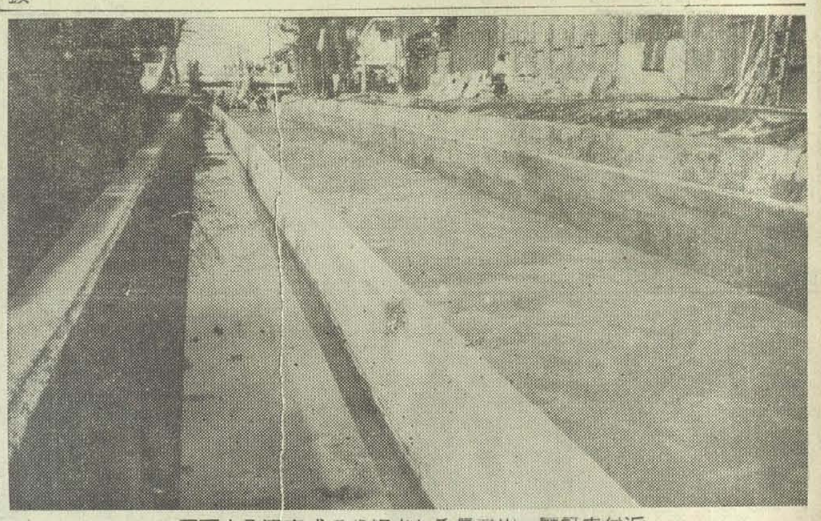

近付寺証顕＝川瀬長の改修式で流方分水下用

## 長瀬川改修工事進む

## 年度中に市内は完成

昭和三十二年に着工された長瀬川改修工事は順調に進み、三月末までには八尾市域の改修が全部終り近鉄長瀬駅まで進みます。

この事業は当市にとつて長年の懸案であり、本年度の市長年頭のあいさつにもありましたように、全国でも最初の試みであり、用下水分流方式によつて一つの川に用水と下水を流すものです。

長瀬川は、大和川の築留から分れて柏原市を通り、当市の中心部を北西に流れて布施市から大阪市に流れています。従つてこの沿線は近年急激な発展をみせ住宅、工場が増え、長瀬川に流れる一般汚水の放出量は増加の一途をたどり、農業用水が著しく汚染されています。

これらの農業上の害毒を除くと共に衛生環境を整備するには、当然下水道を新設しなければなりませんが、長瀬川の改修によつて余分になつた川巾を利用して排水溝を設け、中央には用水を両側に汚水を流します。

## 市民相談室の強化充実

皆さん方の行政各分野に対する苦情、要望、相談事項を統一ある管理の下に、懇切、適確に処理することは、市民サービスの上で重要な課題の一つです。また、現在のように、これらの苦情、要望、相談事項が無統制に直接各職場に持込まれることは、かえつて事務処理の秩序を乱し、不公平な取扱いとなり勝ちであり、事務能率の低下を招く一つの原因ともなりかねません。このような事務は、すべて市民相談室で組織的に処理することとします。

相談室には、常に専従の職員を配置して、皆さんの要望事項はすべて文書に記録し、内容によつては担当の専門職員を相談室に出向せしめて適切な処理を行うことにします。

以上は第一次事務改善の基本点であり近く実施に移りたいと周到な計画を進めていますが、引続いて第二次、第三次と常時改善を加えてゆき、急激な時代の進歩に遅れないように不断の努力を重ねたいと思います。

# 四月実施を目標に

# 医療保障の実態調査

## 二月一日現在で全市民対象

### 国民健康保険

国民健康保険についての法律が施行されましたのは昭和十三年で、社会保障制度の強化拡充によつて国民皆保険事業の早期実現を考慮していましたが、いよいよ昭和三十五年から全国的に完全実施する具体的な方針が建てられました。

当市でも今年四月から全市域保険実施を目標に、国民健康保険全域実施準備委員会で実施された結果が市長に答申されています。市では国民健康保険の全域実施を前にして市民の医療保障の実態を調査することになりました。

昭和三十四年度から当市全域に国民健康保険制度を実施するため、昨年七月から一般市民、市議会、医師会などの代表者計十九名で構成された準備委員会を設け、市長からの諮問事項を検討していましたが、昨年十二月一日に、委員会から「市民の医療保障制度の確立と市民生活の安定を図るため、相扶共済の精神に則い早期実現するよう」にと市長につぎのような内容の答申がされました。

現在、南高安、高安両地区に国民健康保険制度があつて、すでに実施されていますが、市全体では人口十一万二千人のうち、国民健康保険の対象となるのは約四万六千人と見込まれています。

▽国民健康保険の療養の給付範囲は、社会保険の療養給付の範囲と同じようにすることが望ましいのですが、暫定的に一部制限して実施することになり、初年度は往診と入院、並びに歯科のうち入れ歯の一部を制限し、年度が進むに従つて制限をとくことにする。

▽保険税は全体として所得割五〇パーセント、均等割三五パーセント、世帯割一五パーセントとし、月額一人あたり平均百二円となります。

▽療養費は半額が支給されるほか、任意給付として助産費千円、葬祭費二千円が給付されます。療養の給付期間は三年で、市外の医師にでも自由にかかれます。

市では、以上のような答申に基いて本年四月から、国民健康保険が全域にわたつて実施する予定ですが、これに先だち本年二月一日現在の市民全部を対象に、一三三名の調査員がそれぞれのご家庭を訪問し基礎調査を行うことになりました。調査の内容は、現住所、世帯主と世帯構成員、続柄、生年月日、職業、社会保険各法並びに生活保護法の該当の有無、特に保険証をお持ちの方はその記号と番号となつています。

皆さんのご家庭では、いつ調査員がお伺いしましてもすぐわかるようご用意下さい。

特に社会保険に加入しておられる方は保険証の記号と番号を、あらかじめ確めておいて下さいますようお願いします。

## 一位に池辺さん

第七回市民マラソン大会は昨年十二月二十一日に行われましたが入賞者は次のとおりです。

一般の部　参加者八人
一位　池辺敏夫　郡川　27分15秒
二位　本鍋田一義　老原　27分33秒
三位　梶原一男　渋川　29分9秒

高校の部　参加者十三人
一位　吉田一彦　柏村　27分46秒
二位　今野仁睦　久宝寺　27分51秒
三位　後藤征男　植松　27分55秒

なお、コースは山本―玉串―西郡―八尾市役所で約八キロメートル。下段の時間は所要時間です。

お買物は
メートル法を
使いましょう

# 四月三十日で時効
# 遺族年金・恩給の請求手続
## 相談は福祉事務所へ

戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金、弔慰金及び恩給法による普通恩給、普通扶助料、公務扶助料等などはその受給理由が発生し、また法が発足してから七年以内に請求手続をしないときは、時効によつて権利が消滅することになります。

遺族年金は昭和二十七年四月三十日に発布されましたので、七年目にあたる昭和三十四年四月三十日で請求権が消滅することになります。また昭和二十八年に復活した旧軍人の恩給も昭和三十五年七月には時効となりますから失権するようなことのないようくれぐれもご注意願います。

この時効は、請求書が、七年目に当る日以前に福祉事務所で受付けられることで消滅からのがれられますので、できるだけ早く福祉事務所で手続して下さい。

### （一）遺族援護法

俗に年金といわれているこの法は今年四月に時効となりますので次のような方と未請求の方はもう一度、福祉事務所で相談して適否をたしかめて下さい。

❶ いままでに請求書をだしたが却下となりその理由がわからないと思うとき。

❷ 死亡条件が公務死でないとして却下になつたもの。

❸ 弔慰金請求者の先順位者が行方不明で未請求のもの。

また、援護法の一部改正によつて受給条件が変りましたので次に該当するときも福祉事務所へ届けでて下さい。

❹ 準軍属で公務傷病により死亡した遺族（三万円の弔慰金を受けている人など該当）には遺族給与金が支給されます。

❺ 準軍属で公務傷病で六項症以上の症状にある人。

❺ 一柱で扶助料を受ける人と年金を受ける人とあつて、扶助料を受ける人がなくなつて年金受給者が残つているとき。（年金が五万一千円に増額される）

❼ 改正による遺族年金の増額は六十才未満であつても不具癈疾となつた父母には支給されます。

### （二）恩給法

（普通恩給、扶助料）

旧軍人軍属の普通恩給などは昭和三十五年七月で時効消滅して受給権利がなくなります。まだ恩給申請をしていない方が当市関係で百六十人もあります。

❶ 普通恩給請求の資格

（イ）旧軍人で終戦前に恩給の裁定を受けている方は請求の権利があります。

（ロ）実在職十二年以上の方

❷ 一時恩給の請求資格—復員まで引き続き七年以上実在職の方。昭和三十五年七月から法の改正により、一年以上の在職期間が通算されることになり、受給者にとつて有利となりますがまず請求手続を完了して権利を確保しておくことが必要です。

❸ 未帰還者の死亡公報を受けた遺族の追加請求—留守家族手当を受給中昭和二十八年八月一日以降に出された死亡公報によつて未帰還者が二十年九月二日以後の死亡となつておつて、三十三年五月一日以前[illegible]で裁定を受けて[illegible]、二十八年四月分から扶助料が支給されますので、留守家族手当と精算の上追加支給されます。

なお、恩給法の改正で恩給加給者の扶養加給も、退職後出生した子のうち四人以内は認められることになりましたので申請して下さい。

# 新設された遺族給与金
## 対象は準軍属の遺族

扶養する直系血族のないこと。

（一）遺族給与金

法の改正によつて、これまで援護が受けられなかつた準軍属の遺家族の方々に対しても、次の事項に該当するときは遺族給与金が給付されることになりました。

準軍属—徴用工員、船員、動員学徒、女子挺身隊員、国民義勇隊員、満州国開拓青年義勇隊員

❶ 支給条件

イ、準軍属が公務上負傷しまたは疾病にかかり之によつて死亡したとき。但し二十年九月二日以前の死亡は戦時災害による傷病であること。

ロ、障害年金受給中死亡したとき

ハ、三十四年一月以前の死亡で死亡のとき六項症以上の癈疾状態にあつたとき。

❷ 遺族（受給者）

イ、死亡者の死亡当時生計関係のあつた配偶者（内縁を含む）子父母、孫、祖父母で遺族年金と同一条件にあるもの。

父母については六十才以上でまたは不具癈疾で生計資料が得られず扶養する直系血族のないこと。

これらの条件に該当する遺族のただ、遺族給与金として年額二万五千円が五カ年間支給されます。

〇 支給の受けられないもの。死亡後三十二年十二月までの間に次のような場合には支給されません。

イ、離縁したとき。

ロ、配偶者が再婚（内縁を含む）またに遺族以外の養子となつたとき。

ハ、子孫が遺族以外の養子となつたとき。

ニ、父母、祖父母が婚姻により氏を改めているとき。

（二）障害年金

❶ 対象者（受給者）は、前記❶の準軍属

❷ 支給条件

イ、準軍属だつた者が、公務上受傷罹病して現在六項症以上の症状にある。

ニ、三十四年一月以後症状が規定の廃疾程度に進み審査で決められた者。

❸、障害者の症状によつて次の申請をすることができます。

イ、更生医療費を支給される。

ロ、補装具を支給される。

ハ、国立保養所へ収容。

なお、年金、恩給、給与金、障害年金について、おききになりたいことや、ご不審の点については、遠慮なく福祉事務所にお問合せ下さい。せつかく受給資格がありながら手続きが遅れたためこの恩典にあずかれないことのないようご注意下さい。

# 一匹五円で買上げ
## 二月一日から一カ月
### ねずみ駆除月間

今年も二月一日から一カ月間ねずみ駆除月間が行われます。ねずみによる恐しい伝染病そのほか病気の発生を防ぐため一斉にねずみをとり、健康で明るい文化的な生活環境をつくりましよう。市では、ねずみの繁殖率の低下する時を機会に毒餌配布班を編成して次の日程で毒だんごを配りますから、みなさま方のご協力をお願いします。

期間中は本庁衛生課と各出張所で、ねずみ一匹について五円で買上げると共に、一等一万円が当る抽せん券（ねずみ一匹につき一枚）を渡します。

毒だんご配布日程

二月二日 安中（関西線より北側消防署まで渋川鉄道官舎）
三日 植松（関西線より南側より太子堂まで）
四日 八尾（第一、第二）
五日 八尾（第三、第四、穴太）
六日 八尾第四（佐堂）萱振全地区）
七日 曙川（ガス住宅、柏村刑部、都塚、中田、八尾木）
九、十日 山本全地区、小阪合、中野、万願寺、福万寺、上代庄の内鉄筋住宅
十一日 南高安（恩智、垣内教興寺、黒谷）
十二日 高安（神立、楽音寺大竹、山畑、水越、千塚、服部川郡川）
十三日 久宝寺（本村、三津顕証寺、亀井の一部、安中の一部）
十四日 西郡
十六日 竹渕（亀井、竹渕、跡部）
十七日 大正（沼、太田、木ノ本、北木ノ本、大正住宅）
十八日 志紀全地区

# 府営住宅 申込受付

府では昭和三十三年度第三回の府営住宅入居申込受付を今月二十七日から二十九日までの三日間大阪市東区大手前会館で行います。申込資格は住宅に困つている親子夫婦などで構成されている二人以上の家族で収入が家賃の六倍以上、三万二千円まで（但し二種住宅は最高一万六千円）となつています。申込用紙は二十二日から二十四日までの三日間地方事務所で毎日午前九時から午後四時までお渡しします。詳しいことは地方事務所でお尋ね下さい。

（写真は若人を激励する市長）

# 成人おめでとう

市内二、〇一三名の成人を祝福する第六回八尾市成人式は、去る十五日、午前十時から市民ホールで行われ、約一、〇〇〇名の方が参加されました。

式は国歌斉唱で始まり、教育長、市長、議長などの来賓からそれぞれ祝詞が述べられ、市長は特に若人は明朗活発に大きく伸び世界を舞台として活躍するようにと力強く励ましました。

このあと父兄代表の山口栄治さんからお礼のあいさつがあり、今年の成人代表久田晴彦君（山本）が元気な声で「身心を練磨し、自由と平等の精神にもとづき新しい社会建設に尽します」と誓いのことばを述べました。式後は大阪府音楽団の案内演奏と、表町での街頭行進がありました。

# 百日咳の予防接種
## 忘れずに受けましょう

衛生課では、今月下旬から百日咳の予防接種を行います。可愛いい子供さんを風邪から守るため必ず受けて下さい。

こんどの予防注射を受ける方は昭和三十二年十一月一日から同三十三年十月三十一日までの間に生まれた子供さんです。また前回の百日咳予防接種を受けて、すでに一年を経過した方や予防接種を受けたい方は近くの注射場へおいで下さい。

注射の料金は、今年初めて受けられる方は、三回分一〇〇円を最初の接種日に、今回一回だけ受ける方は、その時に四〇円を支払つて下さい。予防接種の実施予定日は上表の通りです。

| 第一回 | 第二回 | 第三回 | 実施場所 |
|---|---|---|---|
| 1月26日 | 2月16日 | 3月9日 | 山本小学校、西郡診療所 |
| 26 | 17 | 10 | 高安診療所、南山本小学校 |
| 28 | 18 | 11 | 南高安小学校、北高安小学校 |
| 29 | 19 | 12 | 安中小学校、竹渕小学校 |
| 30 | 20 | 13 | 竜華中学校、大正診療所 |
| 2月2日 | 23 | 16 | 八尾中学校、久宝寺中学校 |
| 3 | 24 | 17 | 志紀小学校 |
| 4 | 25 | 18 | 曙川出張所、八尾小学校 |
| 時間 | 当日午後1時半から3時半まで | | |

# もう届きましたか
## 小学校就学通知書

四月一日に小学校に入学される方の就学通知書はもう届きましたか、教育委員会では保護者に通知書を送り定められた学区に従つて入学されるよう、また入学前の健康診断（前号時報に掲載のとおり実施中）をうけられるようお知らせしました。四月に入学する方でまだ通知書を受取つておられない方は教育委員会へ申しでて下さい。なお万願寺、柏村、山本北部地区の方で入学指定校の変更を希望される方も教育委員会学事係（市役所四階）までご相談において下さい。

## 天気予報は99番へ

八尾局からの天気予報の問合せは、2月1日から 99 番に変更されます。これは天気予報の問合せ番号を全国的に統一するために切替えられるものです。

また市内電話の新規架設も順調に進み年度末には3500の加入者を有する局になります。

# 引火し易いセルロイド
## 加工内職にご注意

危険物であるセルロイドの加工取扱には、火災予防について十分注意しておられることと思いますが、最近セルロイド内職で取扱い不注意による火災が発生しています。特に冬は暖房用の火を多く使われていることと思いますので、次のことにご注意いただいて火災の防止に努めましよう。

〇喫煙場所をきめ、たとえ木炭、煉炭などを暖房に使用する加工場でも、作業室でも絶対に喫煙してはいけない。またセルロイドの加熱作業はなるべく裸火を使わず蒸気または熱湯にすること。やむを得ず火を使うときは、付近にセルロイドを置かないこと。

〇電熱で加熱する時は、熱板の温度調節ができるような設備をし、配線は専門技術者による完全配線をすること。

〇作業室のセルロイド生地や製品は最少限度とし、加工屑はその都度きまつた容器に入れて片附けること。

〇作業室はいつもきれいに掃除し、熱板の上はもちろん、そのまわりのセルロイド屑などは毎日掃除すると共に日光が直接あたらないようにし、容器に入れて上におおいをすること。

〇接着溶剤に、アミール・アセトンなどを使う時は、裸電球、裸火の近くで使わないこと。

〇作業室には必ず消火設備（バケツ、桶などに満水したものか、化学消火器）を備え、出火した時は、家で消せると思つても、すぐに消防署に知らせること。

〇一日に、加工または取扱うセルロイドの数量が三十キログラムを超える時は、消防署に届出て承認を受けて下さい。

# 八尾に八日戎

商工業の発展を祈つて、八尾にも“えびす様”が祀られることになり、去る一月八日には八尾天満宮で、えびす祭が盛大に行われました。当市の場合は八尾の八の字にちなんで「八日戎」とされ、去る八日には最初のえびす祭とはいえ、商売繁昌を祈る人々数万人が参詣に押しかけ大変にぎわいました。

ご神像は、安井道頓の子孫にあたる安田覚三郎さん宅で、三百年も前からお祀りしておられたもので、昨年暮に「八尾市発展のために」と天満宮に奉納されたものです。

また七日の宵戎と八日戎の両日は午後から市内の日本舞踊の名取さんが宝恵籠に乗り市内を練り廻り、えびす様を祀つた天神社境内では、プロ野球選手のサインボール投げがあるなどはじめての“八日戎”は大変な盛況でした。

盛況の八尾戎境内

# お出かけ前に……

皆さんが市内でお求めになるタバコの売上高の百分の十一が、タバコ消費税として市に払戻されます。

## 移動相談と映画の会

府と市の広報課では、今月三十日（金）の午後一時から市民ホールで、「移動相談と映画の会」を行います。

当日は、府の広報課員が、当市に出向いて、市職員と共に直接皆さんにお会し、府政や市政についての、身近かな問題（住宅、金融、衛生など）についてご相談に応じます。また同時にPR映画「躍進する大阪府」と劇映画「魔の紅とかげ」を上映しますから多数ご参加下さい。

30日午後1時から市民ホール

## 森林の立木伐採は必ず届出を